

とうきょうオレンジドクター Q&A

No	質問	回答	備考
1	「とうきょうオレンジドクター」の認定を受けるメリットはなんですか。	認定を受けていただくことで、認知症支援に関わる地域の医療資源として周囲から認識される立場になります。困難事例への対応など現場での実績を積んでいただき、地域での信頼関係を構築して下さい。	
2	「とうきょうオレンジドクター」は、認知症サポート医の上級資格ですか。	「とうきょうオレンジドクター」は、「認知症サポート医」の上級資格や上級認定の位置づけとなる制度ではありません。 認知症サポート医の先生のうち、日ごろから地域包括支援センター等と積極的に連携されている先生や、これから地域と連携した活動を行っていきたいと考えている先生を認定して公表することで、地域包括支援センター等と先生方の連携を促進する制度です。	
3	変更届・辞退届等の提出先はどこですか。	東京都福祉局HP「とうきょう認知症ナビ」より、「LoGoフォーム」を使用しての提出となりますが、書類による申請も可能です。 その場合は、指定の書式（東京都福祉局HP「とうきょう認知症ナビ」掲載）を使用して、東京都医師会へご提出ください。	
4	認定証・カードを紛失した場合、再発行は可能ですか。	再発行は可能です。東京都医師会までご連絡ください。 また、認定証・カードは紛失しないよう保管をしてください。	
5	地域包括支援センターと合意書を取り交わす際は、認知症サポート医が地域包括支援センターに合意書を持参する必要がありますか。	地域包括支援センターと認知症サポート医との連携を促すことを目的としているため、持参することが望ましいですが、 日頃から地域包括支援センターと連携が取れている場合は、郵送でも問題ないか等、地域包括支援センターとご相談ください。	
6	今年度（令和8年度）申請するにあたり、東京都認知症サポート医等フォローアップ研修はいつ受講したものからが対象となりますか。	今年度（令和8年度）の申請は、令和6年4月1日から、令和8年の申請を行う日までに受講した研修会が対象となります。今年度（令和8年度）は10月31日（金）が申請締め切りとなります。 令和6年3月31日以前の研修会は対象外となりますのでご注意ください。	
7	自身の東京都認知症サポート医等フォローアップ研修の受講回数や受講年度の確認手段はありますか。	東京都福祉局HP「とうきょう認知症ナビ」に掲載されている、認知症サポート医名簿からご確認いただけます。 確認方法の詳細は、添付書類の「資料5. 令和8年度 認知症サポート医等フォローアップ研修について」をご参照ください。	
8	「LoGoフォーム」を利用できないのですが、その他の申請方法はありますか。	原則として、東京都福祉局HP「とうきょう認知症ナビ」より、「LoGoフォーム」を使用してのご提出となりますが、書類による申請も可能です。 管轄の地区医師会へご相談ください。	
9	認定を辞退する際に、認定証とカードは返納する必要はありますか。	認定を辞退される場合、認定証とカードは返却いただく必要があります。 辞退届を「LoGoフォーム」または郵送でご提出いただいた上で、認定証とカードを東京都福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援調整担当宛に郵送でご返却ください。	
10	合意書の地域包括支援センターに協力する事項は、全て○がついている必要がありますか。	全てに○がつく必要はありません。協力できる項目のみに○を記載してください。	

11	地区医師会へ所属していないのですが、とうきょうオレンジドクターへの申請はできますか。	地区医師会へ所属していなくても申請可能です。 地区医師会に提出する合意書につきまして、地区医師会へ所属されていない場合は、勤務する医療機関のある最寄りの地区医師会へ合意書（写）をご提出ください。	
12	申請要件に「都内に勤務している認知症サポート医」とありますが、都内で非常勤として勤務している場合は、申請の対象となりますか。	地域包括支援センター等との関係機関と協力して活動が可能であれば、勤務形態に関わらず申請が可能です。	
13	認定要件の「診療」とは外来診療のみを指すのでしょうか。	外来診療および院内入院診療が対象となります。	
14	認定要件オの「都が行う調査」とは、どのような調査を指すのでしょうか。	認知症サポート医の方々にご対応頂ける取組（認知症初期集中支援チームへの参加、地域包括支援センターからの相談対応、研修講師への協力等）について、令和4年度から都へ提出をお願いしている「認知症サポート医名簿公表に係る同意確認書」を指します。 また、提出いただいた内容は、東京都福祉局HP「とうきょう認知症ナビ」に掲載されている、認知症サポート医名簿からご確認いただけます。 また、令和7年度から、とうきょうオレンジドクターの認定申請時に、「認知症サポート医名簿公表に係る同意確認書」も併せてご提出していただくこととなりました。 提出方法は以下のとおりですが、①によるオンラインでの届け出を推奨しています。 ①「LoGoフォーム」による申請の場合 LoGoフォーム内に、ご対応頂ける取組に関しての質問を設けておりますので、そちらにてご回答をお願いします。 ②書類による申請の場合 指定の書式（東京都福祉局HP掲載）を使用して、認定申請書と併せて管轄の地区医師会へご提出ください。	
15	日頃から連携している複数の地域包括支援センターや、所属する医療機関の所在する区市町村以外の地域包括支援センターと合意書を取り交わしてもよいでしょうか。	問題ありません。 地域包括支援センターが協力依頼等が行いやすくなるよう、数や所属に関わらず、日頃連携している地域包括支援センターとの合意書を取り交わしていただくことが望ましいです。	
16	地域包括支援センターとの合意書は、毎年取り交わすものなのでしょうか。	認定申請にあたり、再度取り交わしが必要となるのは、直近の認定から5年後の更新時です。 ただし、連携状況等の合意書の内容に変更が生じた場合は、更新前であっても、必要に応じて、地域包括支援センターと相談した上で修正等を行い、管轄の地区医師会まで修正後の合意書をご提出ください。	
17	地域包括支援センターに合意書を持参したら、その場で返却されますか。	地域包括支援センターによっては、内部手続等により、即日返却が難しい場合があります。その場合は、改めて、受け取りに行っていただくようお願いいたします。 なお、受け取りに行くことが難しい場合は、地域包括支援センターと個別にご相談ください。	